

## 給与規程別紙 介護職員処遇改善関連附則

### (介護職員処遇改善加算)

- 第1条 介護職員に対しては介護職員処遇改善加算制度に基づき介護職員処遇改善加算が支給された際には加算に伴う一定額を上乗せした額（以下「処遇改善手当」という。）を支給する。
- 2 前項のほか介護職員には処遇改善手当の残額を処遇改善一時金（以下「一時金」という）として支給する。
- 3 前二項の手当については介護職員処遇改善加算制度に基づき支給するものであり制度が終了された場合には手当及び一時金を廃止するものとする。

### (加算給)

- 第2条 加算給は介護職員処遇改善加算として介護職員の職位及びキャリアパス評価に応じて決定する額とする。なお、時間給者については昇給額を所定労働時間で割った額を加給する。

### (資格給)

- 第3条 資格給は介護職員処遇改善加算として資格に応じて決定する額とする。なお、時間給者については資格給額を所定労働時間で割った額を加給する。

### (特定介護職員処遇改善手当)

- 第4条 特定介護職員処遇改善手当は、次のいずれかの条件に該当する職員に対して支給する。
- (1) 介護職員として在職している職員のうち、介護職員としての業務に従事した経験年数が10年以上となる介護福祉士資格を持つ者。
- (2) 法人に在職している介護主任
- 2 特定介護職員処遇改善手当は、介護保険報酬における特定介護職員処遇改善加算の取得状況を勘案し、支給額を増減することがある。
- 3 特定介護職員処遇改善手当は、法人が、特定介護職員処遇改善加算の算定要件を満たせなくなった場合、算定要件を喪失した月から支給しない。

(介護職員処遇改善支援補助金)

- 第5条 介護職員処遇改善支援補助金の対象事業所の介護職員及び看護職員に対しては介護職員処遇改善支援補助金に基づき補助額の2／3以上を介護職員処遇改善支援手当（以下「処遇改善支援手当」という。）を支給する。
- 2 前項のほか介護職員処遇改善支援補助金の対象事業所の介護職員及び看護職員には処遇改善支援手当の残額を処遇改善支援一時金（以下「一時金」という）として支給する。
- 3 前二項の手当については介護職員処遇改善支援補助金に基づき支給するものであり制度が改定された場合には手当及び一時金を改定するものとする。

(ベースアップ等支援加算手当)

- 第6条 ベースアップ等支援加算の対象事業所の介護職員及び看護職員に対してはベースアップ等支援加算に基づき加算報酬額の2／3以上をベースアップ等支援手当（以下「ベア支援加算手当」という）として支給する。
- 2 前項のほかベースアップ等支援加算の対象事業所の介護職員及び看護職員にはベースアップ等支援手当の残額をベースアップ等支援一時金（以下「一時金」という）として支給する。
- 3 前二項の手当についてはベースアップ等支援加算の制度に基づき支給するものであり、制度が終了した場合または加算取得要件を満たせなくなった場合には手当及び一時金は廃止する。